

平成14年度総合評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房秘書課，民事局，刑事局	評価時期	—
課題の内容	課題名 法制度の整備について（社会経済情勢に即応した基本法制その他の政策所管部局所管の法制度に係る立法作業） 1. 課題・ニーズ 現在，我が国は，新たな世紀にふさわしい国の形を造る大転換期にあり，自由かつ公正な経済社会を築き，世界的規模で広がる大競争時代を勝ち抜いて大いなる発展を遂げるため，国民の活発でより成熟した経済活動の土台となる諸制度の抜本的改革が求められている。 とりわけ，経済活動にかかわる民事・刑事基本法制の整備は，透明なルールと自己責任の原則に貫かれた事後監視・救済型社会の実現に不可欠の基盤形成として極めて重要であり，我が国の将来の決定的要素となるものである。 2. 目的・目標 上記の課題に対応するためには，まず，社会経済情勢の変化を踏まえつつ，企業等の自由な経済活動が可能となるように民事基本法制を整備することが必要であり，これによって，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され，我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。また，社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応するように，刑事基本法制を整備することが必要であり，これによって，事後監視・救済型社会の基盤を形成し社会の安定に資することになる。さらに，国民に分かりやすい司法を実現するためには，法令を理解しやすいものとするのが不可欠であり，これによって，透明なルールに貫かれた事後監視・救済型社会の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。 法務省では，このような観点から，平成13年度から5年程度の期間を目途として，集中的に，経済活動にかかわる基本法制の整備に取り組んでいるところであるが，その具体的内容は以下のとおりである。 【民事関係】 ① 企業経営の効率化，業務執行の適正化や高度情報化への対応が強く要請されるに至っており，また，新規企業の資金調達の需要の増大，株式等の証券についての店頭市場の整備等に伴い，企業の資金調達に関する環境整備が求められている状況にあることを踏まえ，企業統治の実効性を確保し，国際的に整合性のとれた制度を構築するとともに，高度情報化に対応した効率的かつ確実な株主総会運営，資金調達の円滑化・流通性の確保，投資家の保護等を図ることにより，我が国の企業の競争力の強化を図るため，会社の機関のあり方，会社情報の適切な開示のあり方，株主総会運営の方法，資金調達の方法等に関する商法の規定を整備する。 ② 社会や経済の著しい変化に適切に対応した法制度を構築するため，担保・執行法制，区分所有法を現代社会に一層適合させるよう整備する。 ③ 速やかかつ合理的な破綻処理，企業再建等を行うことを可能とし，経営資源の有効活用等を図るため，倒産法制を整備し，手続の簡素・合理化や社会情勢の変化に対応した実体規定の見直し等を行う。 ④ 司法の国民的基盤の確立のためには，分かりやすい司法を実現する必要がある，その前提として，司法判断の基礎となる法令の内容自体が国民にとって分かりやすいものであることが極めて重要であるところ，我が国の基本的な法令の中には，民法の一部や商法など，明治時代に制定		

され、依然としてカタカナの文語体で表記され、現在では使われていない用語が使用されているものや、条文引用の方法等が煩雑であるものなど、法律専門家以外には容易に理解できないとの指摘がなされているものがあることから、こうした基本的法令の表記を分かりやすいひらがなの口語体に改めるなどの整備を行う。

【刑事関係】

- ① クレジットカード等の支払用カードの偽造等の事案が多発している状況にかんがみ、支払用カードに対する社会的信用を確保するため、支払用カードたる電磁的記録の不正作出等の行為に対する罰則を整備する。
- ② 長引く不況を反映して、企業や個人の相次ぐ倒産、不良債権処理が問題となっているところ、悪質な資産隠し等の手口による民事執行等の妨害などの事案に対し、実効的に対処できるよう、これら妨害に対する罰則を整備する。
- ③ 近年、企業活動に伴う様々な違反行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われており、国民が安心して暮らせる社会、ルールに従った健全な企業活動が営まれる活力ある社会を確保するため、企業活動において重要な役割を果たしている法人の刑事責任の在り方について見直す。
- ④ 近年、コンピュータが社会の各般の分野で広範に利用され、その利用者が急速に拡大するとともに、利用形態もコンピュータを単独で用いる形態からインターネットなど地球規模のオープンなネットワークとしての利用形態に急速な変化を遂げてきている。このような状況変化に伴い、コンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪も増加しているところ、我が国の治安や社会経済の秩序を維持するためには、ハイテク犯罪に的確に対応し得るための法整備を行うことが不可欠であり、ハイテク犯罪の特質を踏まえて実体法及び手続法を整備する。

3. 具体的内容

- (1) 法制整備の体制については、平成12年11月8日、通商産業省・総務省からの合計3名の応援を含む、民事局・刑事局の基本法制担当者によるプロジェクトチームを設置し、積極的、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところであるが、さらに積極的、集中的に法制整備を進めるため、平成13年4月、内閣の支援を得て、時限的に、参事官を中心とする作業班を増強し、現在、約40名からなる民事刑事基本法制プロジェクトチームにより作業を進めている。
- (2) 法整備の具体的内容
 - (・は平成15年5月31日現在で整備済み（国会提出済み）のもの、○は平成17年ころまでに整備予定のもの)
 - ① 民事関係
 - ア 商法
 - ・株主総会運営等におけるITの活用、ストック・オプション制度の見直し
 - ・株主総会と取締役会の権限配分の見直し等を含む株式会社法制の抜本的見直し
 - 条文について、平仮名・口語体とするための検討
 - 利用しやすい中小会社法制を構築するという観点からの有限会社法の抜本的な見直し
 - イ 民法及びその関連法
 - ・中間法人制度の創設
 - ・担保・執行法制、区分所有法について、現代社会に一層適合させるよう所要の法整備

	○民法典（第一編から第三編まで）を平仮名・口語体とする ウ 倒産法 ○既に、整備を終了した民事再生法や外国倒産処理手続の承認援助に関する法律に引き続いて、会社更生法及び破産法等について、手続の簡素、合理化や倒産実体法の見直しなどの観点からの大幅な見直し（会社更生法については整備済み） エ 民事訴訟法等 ○民事司法制度をより国民に利用しやすくするとの観点からの、民事訴訟法の見直し及び人事訴訟手続法の全面的な見直し ② 刑事関係 ア 経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備 ・支払用カードの偽造等犯罪に関する罰則の整備 ○倒産犯罪等に関する罰則の整備 ・民事執行、民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の整備 ○企業の刑事責任の在り方等 の見直し イ IT革命の推進等に伴う刑事関係法令（実体法・手続法）の整備 ○ハイテク犯罪に対する罰則の整備 ○コンピュータ・ネットワークに関する捜査手続の整備
評価手法等	民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を事後監視・救済型社会の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものとするためのものである。 そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、民事・刑事基本法制の整備によりもたらされる効果を分析して、必要にして十分な法制の整備が行われているかを評価することとなる。本件政策課題である基本法制の整備は、上記のとおり、平成13年度から5年程度の期間を目途とするものであり、その評価は、基本法制の整備を終えた後に行うこととなるが、今回は、平成14年度における立法作業の状況の説明を中心とする。
評価の内容	1. 平成14年度に講じた施策 平成14年度については、民事関係として、 ① 株式会社等の経営手段の多様化及び経営の合理化を図るため、委員会等設置会社の制度、重要財産委員会の制度、種類株主による取締役等の選解任の制度及び株券喪失登録制度を創設し、現物出資等における財産価格の証明制度を拡充するとともに、株主総会の特別決議の定足数を緩和する等の措置を講ずる商法等の一部改正 ② 最近における区分所有建物に関する建替え及び管理の実情等にかんがみ、その建替えの実施の円滑化及びその管理の充実を図るために必要な措置を講ずる建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正 ③ 経済的に苦境にある大規模な株式会社の迅速かつ円滑な再建を可能とするため、会社更生手続について、迅速化及び合理化を図るとともに、再建手法を強化して現代の経済社会に適合したものとするための会社更生法の全面改正 を行い、刑事関係としては、組織的に実行される悪質かつ執拗な強制執行妨害事犯等に適切に対処するため、強制執行を妨害する行為等についての処罰規定を整備する犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部改正法案を国会に提出した（詳細については別添「立法作業シート」を参照）。 2. 評価結果 （評価期間未了）

備	考
---	---

立法作業シート

		立法所管部局	民事局
法律名	商法等の一部を改正する法律		
立法作業の背景となった社会的・国際的動向等	企業間の国際的な競争が激化した現代の社会経済情勢の下では、我が国の企業がその経営の効率性等を高めることによって、その競争力を強化する必要がある、各企業が自主的にその競争力の強化に資する経営を行うことができるよう、会社法制を見直す必要が生じてきた。 そこで、取締役の権限の見直し等により機動的な意思決定を可能とする等の方策を講じることが必要とされ、それとともに、取締役会の監督権限を強化することや、情報開示を充実することも要請されてきた。 また、近年、企業活動の領域が格段に広がり、欧米の株式市場への上場・公開等による国境を越えた資金調達、外国会社による日本子会社の設立等、企業活動の国際化が急速に進んでおり、我が国の法制度においても、国際的に遜色のない制度を創設し、経営手段の多様化を図る必要が生じてきた。 このような社会経済情勢を背景として、株式会社等の経営手段の多様化及び経営の合理化を図るため、商法の見直しが課題となっていたものである。		
立法の目的	株式会社等の経営手段の多様化及び経営の合理化を図るため、委員会等設置会社の制度、重要財産委員会の制度、種類株主による取締役等の選解任の制度及び株券喪失登録制度を創設し、現物出資等における財産価格の証明制度を拡充するとともに、株主総会の特別決議の定足数を緩和する等の措置を講ずる。		
立法による効果あるいは予想される効果	委員会等設置会社制度又は重要財産委員会制度を採用することにより、大規模会社において、機動的な業務決定が行われることが期待される。新聞等の報道によれば、ソニー、東芝、日立製作所、西友、オリックスなどが委員会等設置会社への移行を表明しているほか、ホンダが重要財産委員会を設置することを表明している。 また、種類株主による取締役等の選解任の制度により、ジョイント・ベンチャーとして合弁会社を設立することや、ベンチャー・キャピタルによるベンチャー企業への投資が行いやすくなることが期待される。		
具体的内容	(1) 機関関係の見直し ① 委員会等設置会社制度の新設 大規模株式会社について、監督と執行を分離した委員会等設置会社の制度の選択を可能とした。委員会等設置会社においては、取締役会の中に、構成員の過半数を社外取締役とする指名委員会、監査委員会、報酬委員会の三委員会を設け、取締役会の監督機能を強化すると		

	ともに、業務執行を担当する執行役を設け、取締役会が執行役に対して決議事項を大幅に委任することを可能とした。 ② 重要財産委員会制度の新設 委員会等設置会社でない大規模株式会社が、社外取締役を選任している等の要件をみたしている場合には、取締役会が、その中に重要財産委員会を設け、これに重要な財産の処分や多額の借財等についての決定権限を委任することを可能とした。 ③ 株主総会手続の簡素化・合理化 議決権を有するすべての株主の同意がある場合には株主総会招集手続を省略することができるようにするとともに、定款の定めにより株主総会の特別決議の定足数を緩和することができるようにするなど、株主総会手続の簡素化・合理化を行った。 (2) 株式関係の見直し ① 種類株主による取締役等の選解任制度の新設 取締役又は監査役の選解任を種類株主ごとに行うこととなる株式の発行を認めた。 ② 株券失効制度の新設 株券を喪失した株主が発行会社に喪失登録をする制度を創設し、喪失株券の再発行のための手続を整備した。 (3) 計算関係、その他の見直し ① 連結計算書類制度の新設 大規模株式会社について、連結計算書類の作成と定時株主総会での株主への報告を要求することとした。 ② 計算関係規定の省令委任 財産の価額の評価方法等についての規定を法務省令で定めることとした。 ③ 現物出資等の目的財産の価格証明制度の拡充 現物出資等の際の検査役調査に代わるものとして、弁護士等の専門家による財産の価格の証明制度を拡充した。
立法作業の状況	平成13年1月、法務大臣から、法制審議会に対して、会社法制の見直しを行い、商法改正の要綱を示すように諮問がされた。 諮問を受けた法制審議会は、同年4月、要綱の中間試案を取りまとめ、関係機関、団体等に個別の意見照会を行うとともに、広く一般に意見を求め、寄せられた意見を踏まえ、最終的な要綱の取りまとめのための審議を行い、平成14年2月、本法案のための要綱を取りまとめ、法務大臣に答申した。 同法案は、閣議決定の上、第154回国会（通常会）に提出され、国会での審議・採決を経て、同年5月29日、平成14年法律第44号として公布された（施行日は平成15年4月1日）。

立法作業シート

	立法所管部局	民事局
法律名	建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律	

立法作業の背景となった社会的・国際的動向等	建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）の主要な適用対象である分譲マンションは、国土交通省によれば、現在までに約400万戸に達すると推計されており、この分譲マンションの増加に伴って建物の管理等をめぐる紛争も増加して、その管理の充実を図る必要があるとの観点から、問題点や見直しの方向についての指摘・提言が多方面からされていたところである。 また、建築時から相当年数を経過した分譲マンションも増加の一途をたどっており、国土交通省の推計によれば、築後年数が30年を超えるものの数は平成12年度末の時点で約12万戸であり、平成22年には約93万戸に達するとされており、このように老朽化の進んだマンションが増加する状況において、これまでの区分所有法の下ではその円滑な建替えを実施することが困難であり、近い将来建替えが重大な社会問題になるとの指摘もされていた。 このような情勢を背景として、区分所有建物の建替えの実施の円滑化及びその管理の充実等の観点からの区分所有法の見直しが重要な課題となっていたものである。
立法の目的	最近における区分所有建物に関する建替え及び管理の実情等にかんがみ、その建替えの実施の円滑化及びその管理の充実等を図るため、必要な措置を講ずる。
立法による効果あるいは予想される効果	共用部分の変更について、その形状又は効用の著しい変更を伴うものに限る、4分の3以上の特別多数決議を要することとした結果、共用部分の著しい変更を伴わないが多額の費用を要する大規模修繕の決議要件が、これまでの4分の3以上の特別多数決議から過半数の普通決議に緩和され、大規模修繕の円滑な実施が可能となるなど、管理の充実に関する各改正規定は、区分所有建物の円滑な管理に資すると予想される。 また、区分所有建物の建替え決議の要件が5分の4以上の特別多数決議のみとされたことにより、これまでのいわゆる「費用の過分性」の要件をめぐる紛争を防止することが可能となるなど、建替えの実施に関する各改正規定は、区分所有建物の建替えの円滑な実施に資すると予想される。 このように、区分所有法の一部改正による社会的影響は大きいものと考えられる。
具体的内容	1 建物の区分所有等に関する法律の一部改正関係 (1) 区分所有建物の管理の充実に関する措置 - 共用部分の変更（大規模修繕等の決議要件の緩和） 共用部分の変更は、その形状又は効用の著しい変更を伴うものに限る、4分の3以上の特別多数決議で決するものとした。その結果、共用部分の著しい変更を伴わない大規模修繕の決議要件が過半数の普通決議に緩和された。 - 管理者等の権限の拡充 管理者等は、共用部分等について生じた損害賠償金等の請求及び受領に関し、区分所有者を代理し、また、区分所有者のために、原告又は被告となることのできるものとした。 - 管理組合の法人格取得のための人数要件の撤廃 - 規約、議事録の作成及び保存、集会の議決権の行使等の電子化（IT化） - 復旧決議に係る買取指定者の制度の創設

	復旧決議があった場合において、復旧決議に賛成しなかった区分所有者が有する自己の専有部分等の買取請求権の行使の相手方を、決議賛成者の全員の合意で指定することができることとした。 (2) 区分所有建物の建替えの実施の円滑化に関する措置 ・ 建替え決議の要件の合理化及び手続の整備 建替え決議の要件について、現行法で要求されている費用の過分性の要件を撤廃して、5分の4以上の特別多数決議のみとするともに、新旧建物の敷地の同一性の要件を緩和し、使用目的の同一性の要件を撤廃して、合理化した。また、集会の招集通知の発出時期の前倒し（少なくとも2か月前）、通知事項の拡充、説明会開催の義務付け等、建替え決議の手続の整備を行った。 ・ 団地内の建物の建替え承認決議の制度の創設 団地内の特定の建物と敷地を共通にする団地管理組合の4分の3以上の特別多数による承認の決議を得たときは、当該建物の建替えができることとした。 ・ 団地内の建物の一括建替え決議の制度の創設 敷地を共通にする団地管理組合の全区分所有者及び議決権の各5分の4の多数決（ただし、各棟の3分の2以上が賛成している場合に限る。）で一括建替えができることとした。 2 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正関係 建物の区分所有等に関する法律の一部改正により、建替え決議における敷地の同一性の要件が緩和され、また、団地内の建物の一括建替え決議の制度が創設されたことに伴う所要の規定の整備等（マンション建替事業の施行の手続の整備等の措置）を行った。
立法作業の状況	平成13年2月、法務大臣の諮問機関である法制審議会において、法務大臣から「区分所有建物の管理の適正化、その建替えの実施の円滑化等の観点から、建物の区分所有等に関する法律を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との諮問（諮問第50号）がされた。この諮問を受けて法制審議会が設置した「建物区分所有法部会」では、区分所有法の見直しに関する検討作業を進め、平成14年3月には、それまでの同部会の審議の結果を「建物区分所有法改正要綱中間試案」として取りまとめて公表し、関係各界への意見照会やパブリック・コメント手続を実施した。同部会では、これらの手続により得られた意見をも参考にしつつ更に議論を重ね、同年8月、「建物の区分所有等に関する法律の一部を改正する法律案要綱案」を策定し、その後の同年9月3日には、法制審議会総会において、この要綱案を基に「建物の区分所有等に関する法律の一部を改正する法律案要綱」を決定し、法務大臣への答申を行った。 法制審議会の答申に基づき、法務省において、区分所有法の一部改正案を立案し、国土交通省が所管するマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正案と併せて、両省において、「建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案」を立案することになった。 同法案は、平成14年10月18日、閣議決定を経て第155回国会に提出され、同年11月19日に衆議院で、同年12月4日に参議院で、いずれも賛成多数で原案どおり可決され、同月11日、平成14年法律第140号として公布された（施行日は平成15年6月1日）。

立法作業シート

		立法所管部局	民事局
法律名	会社更生法		
立法作業の背景となった社会的・国際的動向等	大規模な株式会社の再建型倒産処理手続を定めた会社更生法は、昭和27年に制定されて以来、昭和42年に一部改正がされたものの、その後は、実質的な見直しがされることなく今日に至っていた。 近時、再建型倒産処理手続についての基本法である民事再生法が制定・施行され、そのスピードと柔軟性が評価されて、大規模な株式会社が民事再生手続を利用する例も少なからず見られるようになり、民事再生法に存在する制度を会社更生法に導入すべきであるとの要請や、民事再生手続と比べて重厚長大で手続に時間がかかりすぎるという会社更生手続の短所を克服すべく、会社更生手続を迅速化すべきであるとの要請が強まることとなった。 また、上場企業等の大規模株式会社が倒産状態に陥る事案が激増し、会社更生手続、民事再生手続といった法的倒産処理手続のみならず、私的整理も含めて、その処理の過程で、早期の営業譲渡、会社分割など、これまでにない様々な倒産処理の手法が用いられたり、社債を発行していた企業の倒産処理の過程で社債権者の取扱いが問題になるなど、新たな実務上の問題点が生じていた。 このような事情等から、経済的に苦境にある大規模な株式会社の迅速かつ円滑な再建を可能とするため、会社更生手続について、迅速化及び合理化を図るとともに、再建手法を強化して、現代の経済社会に適合した機能的なものに改めることが、重要な課題となっていたものである。		
立法の目的	経済的に苦境にある大規模な株式会社の迅速かつ円滑な再建を可能とするため、旧「会社更生法」を全面改正して、会社更生手続について、迅速化及び合理化を図るとともに、再建手法を強化して現代の経済社会に適合した機能的なものに改める。		
立法による効果あるいは予想される効果	会社更生手続の迅速化及び合理化を図るとともに再建手法を強化して、これを現代の経済社会に適合した機能的なものに改めることにより、早期かつ迅速に事業の再建を図ることが可能となり、大規模株式会社の倒産による社会的損失が最小限にとどめられ、倒産企業の事業価値が維持されることとなる。		
具体的内容	(1) 手続の迅速化 ① 手続の開始要件の緩和 旧法の手続開始要件のうち、「更生の見込み」の有無という裁判所による経営的判断を要するものを不要とすることとした。 ② 更生計画案の提出時期の限定 更生計画案の提出時期を更生手続開始の決定の日から原則として1年以内とすることとした。 ③ 担保権の目的である財産の価額の争いについて簡易な決定手続の創設 更生担保権に係る担保権の目的の価額について、専ら決定手続により確定させる制度を設けることとした。 ④ 更生計画案の可決要件の緩和		

更生計画の早期成立を図るため、更生計画案の可決要件を緩和することとした。

⑤ 手続の終結時期の早期化

手続終結の遅延を防止するため、更生計画上の債権の総額の3分の2が遅滞なく弁済された場合には、更生手続を原則として終結することとした。

(2) 手続の合理化

① 東京地裁及び大阪地裁の競合管轄の創設

専門的な処理体制の整った東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に更生事件についての全国的な競合管轄を認めることとした。

② 事件関係書類の閲覧・謄写規定の整備

手続の透明性確保のため、事件関係書類の閲覧・謄写規定を整備した。

③ 更生債権者委員会等の制度の創設

更生債権者等の意思を更生手続に反映させる途を拡大するため、更生債権者委員会等の制度を設けることとした。

④ 社債権者の手続参加規定の創設

社債権者について議決権行使の申出の制度を設け、この申出をしない社債権者の議決権を更生計画案の可決要件の母数から控除することとした。

⑤ 財産評定及び担保権の評価の基準の明確化

財産評定及び更生担保権に係る担保権の目的の評価の基準を改めて、更生手続開始時における時価とすることとした。

⑥ 更生計画による弁済期間の上限の短縮

現代の経済社会の実情に適合するように、更生計画による更生債権等の弁済期間の上限を20年から15年に短縮することとした。

⑦ 書面等投票の制度の創設

議決権者の議決権行使の機会を実質的に保障するため、書面等による議決権の行使を認める制度を設けることとした。

(3) 再建手法の強化

① 包括的禁止命令の制度の創設

保全段階の手続の円滑な進行を図るため、更生会社の財産に対する強制執行等を一律に禁止する包括的禁止命令の制度を設けることとした。

② 保全管理人の行為により生じた請求権の共益債権化

保全段階の事業継続を円滑にするため、保全管理人がその権限に基づいてした行為により生じた請求権は、当然に共益債権になるものとした。

③ 経営責任のない取締役等は管財人等に選任できることの明確化

更生会社の取締役等であっても、経営責任がない者は管財人等に選任することができる旨を明確化することとした。

④ 更生計画認可前の営業譲渡の制度を創設

債権者からの意見聴取等を踏まえた裁判所の許可を得ることにより、更生手続開始後の早期の段階（更生計画成立前）において営業譲渡を許容する制度を設けることとした。

⑤ 担保権消滅制度の創設

担保付物件の早期売却等を可能とするため、担保目的物の価額に相当する金銭を裁判所に納付することにより、担保権を消滅させることができる制度を設けることとした。

⑥ 更生計画により発行される社債の償還期限の自由化

	再建の一手段としての社債の発行の活用を図るため、社債は有価証券として流通性が強化されていることから、その償還期限の制限を撤廃することとした。
立法作業の状況	平成8年10月、法務大臣から、法制審議会に対して、倒産法制の見直しについて諮問がされ、諮問を受けた法制審議会は、倒産法部会を設け、同部会において審議を開始した。審議の成果として、これまで、「民事再生法」、個人再生手続の特則を設ける「民事再生法等の一部を改正する法律」、国際倒産事件に対応する「外国倒産処理手続の承認援助に関する法律」が制定されてきたが、会社更生法の改正については、平成13年3月から審議が開始され、平成14年2月、「会社更生法要綱試案」を取りまとめ、関係機関、団体等に個別の意見照会を行うとともに、広く一般に意見を求め、寄せられた意見を踏まえて、更に審議を行い、同年9月、法制審議会総会において、「会社更生法改正要綱」を取りまとめ、法務大臣に答申した。 会社更生法案は、閣議決定の上、第155回国会（臨時会）に提出され、国会での審議・採決を経て、同年12月13日、平成14年法律第154号として公布された（施行日は平成15年4月1日）。

立法作業シート

		立法所管部局	刑事局
法律名	犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案 (強制執行を妨害する行為等に対する罰則整備関係部分)		
立法作業の背景となった社会的・国際的動向等	司法制度改革審議会の意見書にいわゆる占有屋等による不動産執行妨害への対策の必要性が提言されているように、暴力団等の反社会的勢力が組織的に関与する悪質かつ巧妙な強制執行妨害事犯が後を絶たないなどの状況にあった。		
立法の目的	組織的に実行される悪質かつ執拗な強制執行妨害事犯等に適切に対処するため、強制執行を妨害する行為等についての処罰規定を整備する。		
立法による効果あるいは予想される効果	現行刑法の封印等破棄罪、強制執行妨害罪及び競売等妨害罪等の罰則では処罰が困難な妨害行為を新たに処罰の対象とするとともに、これら犯罪が他人の強制執行に介入して報酬目的で行われる場合又は組織的な犯罪として行われる場合には加重処罰することになることから、こうした悪質執拗な強制執行妨害事犯に適切に対処することが可能となる。		
具体的内容	① 処罰対象の拡充及び法定刑の引上げ〔刑法〕 現行刑法上の強制執行を妨害する行為に対する犯罪〔封印等破棄罪、強制執行妨害罪及び競売等妨害罪〕の処罰対象を拡充するとともに、その法定刑を3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金又はその併科に引き上げる。 ② 加重処罰規定の新設〔刑法及び組織的犯罪処罰法〕 ①の犯罪が報酬目的で人の債務に関して行われる場合又は組織的に行われる場合の法定刑を5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はその併科に加重する。 ③ 公契約関係競売等妨害罪その他関係罰則の法定刑の引上げ〔刑法等〕		
立法作業の状況	平成14年9月3日、法務大臣から法制審議会に対し、「近年における強制執行の妨害行為等に係る犯罪の実情にかんがみ、早急に、この種の犯罪に対処するため刑法を改正する必要がある」旨の諮問が発出され、平成15年2月5日、これに対する法制審議会答申を得た上、平成15年3月11日、本法律案を閣議決定を経て国会に提出した。		

平成 14 年度総合評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房秘書課，公安調査庁	評価時期	平成 15 年 3 月
課 題 の 内 容	課題名 オウム真理教対策 1. 課題・ニーズ オウム真理教（以下「教団」という。）は、いわゆる地下鉄サリン事件等の無差別大量殺人行為を行った団体であり、現在もその属性として無差別大量殺人行為を行う危険な要素を保持していると認められることから、これを放置すれば、再び無差別大量殺人行為に及び、公共の安全を著しく害することとなるおそれがある。 したがって、教団については、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下「団体規制法」という。）に基づく観察処分によってその活動状況を明らかにし、教団が再び無差別大量殺人行為その他の公共の安全を害するような行為に及ぶ危険な性格を強めることを防止するとともに、再び無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が増大するなどした場合には、適時に、団体規制法に基づく再発防止処分などの措置を講じることができるよう、その活動状況を継続して正確に把握することが公共の安全の確保のために不可欠である。また、これは、国民の多くが教団が再び無差別大量殺人行為に及ぶこととなるのではないかという不安感を抱いているところ、その解消・緩和のためにも必要な措置である。 2. 目的・目標 (1) 上記のとおり教団については、その活動状況を継続して明らかにする必要があるため、公安審査委員会は、平成 12 年 1 月、団体規制法に基づき、教団に対し、3 年間、公安調査庁長官の観察に付する処分を決定し、公安調査庁では、同法に基づき、教団の組織や活動について調査を進めてきた。併せて、教団から、定期的に、役職員及び構成員の氏名・住所等、及び教団の活動の用に供されている土地・建物の所在や用途等について報告を受けてきたが、活動状況の全容を詳細かつ具体的に明らかにするためには、教団が所有し又は管理する土地・建物に立ち入り、設備、帳簿書類その他必要な物件の検査（立入検査）を行う必要がある。また、平成 12 年 1 月の公安審査委員会決定に基づく観察処分の期間は、平成 12 年 2 月 1 日から平成 15 年 1 月 31 日であったところ、教団は現在も信徒拡大に向けた取り組みを活発化させるなど、引き続き教団の活動実態解明を行う必要があることから、平成 15 年 1 月 31 日に期間満了となる観察処分について、その期間を更新する必要がある。 (2) 教団については、各種の違法行為に及ぶおそれが認められることから、その施設が所在するなど教団と関係がある地方公共団体にあっても、その地域の安全を確保するための措置を講じる必要が生じることが考えられる。また、上記のとおり、教団の活動状況の把握は、国民が教団に対して抱いている不安感の解消のためにも必要である。これらの観点から、関係地方公共団体にあっては、教団の活動状況の実態などについての情報を必要とするものと考えられる。 そのため、個人の秘密又は公共の安全を害するおそれがあると認める事項を除き、関係する地方公共団体に対し、その必要とする教団の活動状況に関する情報を適切に提供する必要がある。 ※再発防止処分：団体規制法は、過去に無差別大量殺人行為を行い、かつ現在		

	も危険な要素を保持している団体について、再び無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が増大した場合には、当該団体の一定の活動を一時的に停止させる処分を行うことができることとしている。
評価手法等	教団対策の目的は、教団が再び無差別大量殺人行為を行うことがないように、その危険性が小さくなる措置を講じることによって、国民生活の平穏を含む公共の安全を確保することにある。 この報告書では、これまでに講じてきた施策による現時点での教団対策の成果を評価するが、具体的には、観察処分更新請求に際して、公安審査委員会が、公安調査庁が実施してきた立入検査をはじめとする調査をどのように評価したか、地方公共団体が、公安調査庁によって提供された調査結果に対してどのような意見を述べたかなどの観点から、教団対策の施策の成果を総合的に評価する。
評価の内容	1. 平成14年度に講じた施策 公安調査庁は、観察処分決定直後の平成12年2月から同15年3月までの間に教団の組織と活動実態の解明のため、合計53回、延べ100か所（実数69か所）に対して立入検査を実施すると同時に、教団から13回の報告徴取を行った。また、地方公共団体からの要請に応じて観察処分により得られた調査結果を提供した実績は、35自治体に対して178件（平成14年度は、20自治体に対し提供件数47件）である。 観察処分の実施等に基づき、公安調査庁は、教団が依然として松本・地下鉄両サリン事件の首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫を絶対的帰依の対象とし、同人の確立した殺人を勧める危険な教義、修行体系等を維持するなど、その危険な本質は、観察処分決定時と変わりはない上、閉鎖的・欺瞞的体質を依然として保持しており、今後も同教団の活動状況を明らかにしていく必要があると判断し、平成14年12月2日、教団について、団体規制法の規定に基づき、公安審査委員会に対し、観察処分の期間更新請求を行った。 2. 評価結果 (1) 立入検査は、教団の組織と活動実態解明のために必要と認められる施設について実施した。また、立会人を粘り強く説得するなどして、施設内の細部にわたり、多いところでは169人の人員を動員し、長いところでは延べ60時間にも及ぶ徹底した立入検査を実施したことにより、 ○ 施設内に麻原の唱えるマントラを流している事実 ○ 麻原の説法を収録したビデオテープ、カセットテープ及び教団関連書籍並びに同人の写真及びポスターを多数保管している事実 ○ 無差別大量殺人行為に関与した刑事被告人の所有物などを保管している事実 ○ 祭壇を設けた道場に、麻原の写真や大量の教団関係資料が保管され、教団の施設と認められたにもかかわらず、公安調査庁への報告を行うことなく、施設を運用している事実 ○ 教団名を秘匿し、一般人を対象とする「ヨーガ教室」を開催し、信徒獲得活動をしている事実 などを確認した。 これによって、教団の活動状況の実態の一部を相当正確に把握したものといえる。それとともに、現在でも、地下鉄サリン事件などの無差別大量殺人事件の首謀者である麻原が教団の活動に影響力を有していること、教団が殺人をも勧める危険な教義を保持していることなど、教団が依然

として危険な要素を保持していることを明らかにすることができた。

このほか、公安調査庁は、

- 教団が在家信徒に対する活動資金調達の取組を強化したこと
 - 教団名を秘匿した勧誘活動など、信徒拡大に向けた動きを活発化させたこと
 - 「麻原尊還未遂事件」の再発防止を口実に、幹部信徒をロシアに派遣して、同国への進出を活発化させていること
 - 麻原の神格化を強めつつ上祐体制の強化を図っていること
- 等を確認した。

これら公安調査庁による証拠資料に基づき、公安審査委員会は、平成15年1月23日、教団については、将来再び無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があり、引き続きその活動状況を継続して明らかにする必要があると認められるとして、観察処分の期間更新を決定した。

観察処分の期間更新は、公安審査委員会の決定理由のとおり、観察処分に基づく立入検査等によって、公安調査庁が教団の実態解明のために全力を挙げて取り組んだ結果として決定されたもので、ほぼ全面的に公安調査庁の主張が採用されたことから、公安調査庁は教団に対する観察処分の期間更新請求及び同請求のための各種調査等を適切に行ったと評価できる。

観察処分の実施以降、教団は拠点施設から撤退したり、公然と信者の勧誘を行うことや危険な教義の実現に向けた準備行為を控えざるを得ない状況にあり、教団の信徒数は、教団が教団名を秘匿した勧誘活動などの各種の信徒拡大に向けた動きを活発化させる中で、観察処分決定時と比較して微増するに留まっている。

- (2) 上記のとおり、地方公共団体の長から観察処分による調査結果に係る情報の提供の請求があった場合には、公安調査庁長官は個人の秘密又は公共の安全を害するおそれがあると認める事項を除き、請求のあったすべての自治体に対して請求事項を提供してきたところであり、また、多くの地方公共団体が「観察処分の期間更新を求める」などの教団対策に関する要望書を公安調査庁長官等に提出していたことを勘案すると、地方公共団体が必要とする情報は、おおむね、適切に提供されたといえることができる。
- (3) しかしながら、教団は、依然として閉鎖的・欺瞞的体質を保持しており、組織、活動等の全容を解明するためには、教団に対する調査体制を更に強化する必要があると思われる。